

交 規 第 7 号
平成12年11月15日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

マラソン等路上競技に係る道路使用許可の取扱いについて（例規通達）

マラソン、駅伝、自転車ロードレースその他の路上における競技（トライアスロン競技及び自動車ラリーを除く。以下「マラソン・自転車ロードレース等」という。）に係る道路使用許可の取扱いについては、下記のとおりとし、本年11月15日から運用するので事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「マラソン、駅伝、自転車ロードレースその他の路上における競技に係る道路使用許可の取扱いについて」（昭和63年交企達第5号）は廃止する。

記

1 基本方針

マラソン・自転車ロードレース等は、通常使用する道路が長区間にわたり、また、交通規制が長時間に及ぶなど競技実施に伴い交通に著しい障害を及ぼすものであることから、マラソン・自転車ロードレース等の道路使用許可の申請があった場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第2項の規定に従ってその審査を厳格に行うものとする。

2 審査基準

（1）使用する道路は、競技実施に伴い、交通に著しい障害を及ぼすこととなるおそれのある道路でないこととし、次の基準によるものとする。

ア 使用する道路は、主要幹線道路、幹線道路、路線バス通行道路その他交通量の多い道路又は地域住民の日常生活の基幹となる道路でないこと。

イ 競技実施に伴い順行の通行止め規制を実施することとなる場合には、規制時間が交通の著しい障害とならない時間内であること。

ウ 原則として、競技実施に伴い対向車線の交通について通行止め規制を実施する必要がないものであること。ただし、やむを得ず対向車線の通行止め規制を実施することとなる場合には、規制時間が交通の著しい障害とならない時間内であること。

エ 使用する道路に交差する道路について一時的な通行止め規制が必要となる交差点の数が多く、その規制時間が長いなど交差する道路の交通に著しい障害となるものでないこと。

オ 競技実施に伴い通行止め規制を実施することとなる場合には、使用する道路について、う回路が確保され、かつ、当該う回路にう回車両が流入することにより、う回路に著しい交通の障害が生じることのないものであるとともに、緊急自動車の走行路が確保

されているものであること。

カ 使用する道路の沿道に病院、学校、消防署その他の公共用施設が多数存在するものでないこと。

キ 競技の内容及び実施方法に関する基準

(ア) 原則としてスタート・ゴール地点は道路外であること。

(イ) 原則として道路に施設を設けるものでないこと。

(ウ) コース内の適当な地点において、遅れている参加者がある場合には、以後のレースの参加を中止させるなど競技実施時間が長くなることのないよう措置されているものであること。

(エ) 競技に使用する自動車は、審判長車その他やむを得ない最小限のものであること。

(オ) 自転車ロードレースの出発地点における自転車置場は、原則として道路外のものであること。

(カ) 競技実施に伴い影響を受けることとなる地域住民、ドライバー等に対して、事前に必要な広報措置を講じるものであること。

(2) 実施する日時は、原則として日曜日又は祝日で、かつ、交通量の少ない時間帯であること。

(3) 競技が安全に実施されることにより、交通の障害が最小限となるよう、次の事項について適切に措置されているものであること。

ア 競技を安全に実施することができるよう責任者及び必要な自主整理員が配置されているなど、主催者の責任において競技が安全に実施されるよう体制が整備されているものであること。

イ レース及び観客の安全を確保するため、観客の多数集まる場所にロープを張り自主整理員を必要数配置するなど、適切な措置がとられているものであること。

ウ 自転車ロードレースのコース内のカーブ箇所には、必要な防護柵、保護クッション等を配置するとともに、必要な自主整理員を配置するものであること。

エ 自転車ロードレースのコース内の道路に側溝がある場合には、原則として側溝に蓋をするものであること。

(4) マラソン・自転車ロードレース等の競技を実施することが、これによる交通の障害のおそれを上回る、若しくは必要やむを得ない公益上の理由が認められるものであることとするが、次のいずれかに該当するものは、公益上の理由があっても実施は認められない。

ア 主催者が当該マラソン・自転車ロードレース等により営利を得るもの

イ いわゆる賞金レースであるもの

ウ 当該競技の名称に、後援、協賛等を行う民間企業の名称を冠するもの

3 許可条件の付与等

許可する場合には、道路交通法第77条第3項の規定により必要な条件を付するとともに、交通の安全と円滑を図るための指導を徹底すること。

4 警察本部長に対する稟議

マラソン・自転車ロードレース等のうち次に掲げるものについて道路使用許可を与えよ

うとする場合には、あらかじめ別記様式により警察本部長に稟議すること。

- (1) 新たに主要幹線道路、幹線道路を使用して行うマラソン・自転車ロードレース等
- (2) 例年開催されているもので、一部コースを変更して行うマラソン・自転車ロードレース等
- (3) 二以上の府県の管轄にわたるマラソン・自転車ロードレース等
- (4) 競技の名称に「国際大会」、「日本選手権」等の語句が冠されているマラソン・自転車ロードレース等又は開催地が都道府県持ち回り等により毎年変更されるマラソン・自転車ロードレース等

5 運用上の留意事項

- (1) マラソン・自転車ロードレース等は、通常交通に著しい支障をもたらすものである
ので、スポーツ振興、地域住民の健康増進、地域活性化、市制何周年記念行事、国際大会
等の名目にとられることなく、競技実施に伴い生ずることとなる交通の障害の程度を上
回る実質的な公益性が認められるかどうかを慎重に判断すること。
- (2) 道路使用許可を与える場合においては、交通規制、交通整理のための警察官の配置
は、自署員配置で対応できる程度の最小限の規模のものにとどめるようにすること。

別記様式

| | |
|--|-----------------------|
| 第 号 年 月 日 | |
| 福井県警察本部長 殿 | |
| 警 察 署 長 | |
| マ ラ ソ ン 駅 伝 に係る道路使用の許可について（稟議） 自転車ロードレース | |
| 下記のとおり許可申請があったので稟議する。 記 | |
| 申 請 者 | |
| 申 請 目 的 | |
| 申請時期（時間） | 月 日 時 分から 月 日 時 分までの間 |
| 申請場所（区間） | |
| 道 路 、 交 通 の 状 況 | |
| 交 通 規 制 の 状 況 | |
| そ の 他 （ 警 備 体 制 等 ） | |
| 署 長 意 見 | |

（注）道路使用許可申請書の写しを添付すること。